フ ジ ガ ス

LP ガスレンタル規約

［1］ご利用に際しての注意事項

1．LP ガス・容器のお引渡しについて

・「い号 LP ガス」をお引渡しいたします。
・配送をご希望の場合は、別途配送料をいただきます。
・LP ガス容器（以下 容器）には調整器を取り付けた状態でお引渡しいたします。お客様ご自身で調整器を取り外すことは、保安の観点より推奨しておりません。（カップリング容器を除く）

2．消費設備の調査について

法律の規定に基づき、消費設備（LP ガス容器からガス機器まで全てが消費設備となります）の安全性を確認するため、容器のお引渡し時および 4 年に 1 回以上、調査を行います。

調査の内容は、以下のとおりです。
・設備の欠陥の有無を確認する外観検査
・燃焼状況を確認する機能検査
・ガス漏れの有無を確認する漏えい検査
・調整器の性能を確認する性能検査
（検査済みの調整器をお引渡しいたします）

3．消費設備の管理責任について

消費設備の管理は、お客様の責任において行っていただきます。
［2］「守っていただくこと」の内容に従い、適切に管理してください。

お客様の責任となる事項

・［2］「守っていただくこと」に反したことにより生じた損害
・消費設備の調査を受けなかったことにより生じた損害
・消費設備の誤った使用により生じた損害
・その他、法令によりお客様の責任とされる損害

当社の責任となる事項

・消費設備調査の不備により生じた損害
・その他、法令に基づき当社が責任を負うべき損害

富士瓦斯株式会社

〒157-0065 東京都世田谷区上祖師谷 4-36-16
東部事業所　TEL 03-3308-8732　｜　FAX 03-3305-3800

フジガス

［2］守っていただくこと

1．使用するガス器具について

ガス器具は、必ず LP ガス用のものをご使用ください。

2．日常の安全管理について

LP ガスを安全にご使用いただくため、次の事項を必ずお守りください。

容器の取扱い

・容器は、転倒・転落しないよう必要な措置をして使用してください。
・容器を保管する場合は、直射日光や火気を避け、風通しの良い屋外で 40℃以下を保ってください。
・容器の無断廃棄・転売・譲渡・第三者への貸与その他の処分を禁止します。
・お客様の責めに帰すべき事由により容器が紛失、滅失、毀損または返却されない場合は、容器の再調達等に要する費用を請求する場合や、警察等への届け出を行う場合があります。

ガス器具・燃焼器の使用

・点火棒型ライター等を使用する場合は、あらかじめライターに点火した後、器具ガス栓を開き、燃焼器に点火してください。
・点火後は、火がついたことを必ず目で確認してください。
・使用中は火気から目を離さないでください。
・常に青い安定した炎で使用してください。
・容器と火気（着火源）の間は 2 メートル以上の離隔距離を確保して使用ください。
・ガス器具の周辺には、引火や火災の原因となる燃えやすいもの（ダンボール、紙類、油、可燃性スプレーなど）を置かないでください。
・使用後は、器具ガス栓および容器バルブを完全に閉めてください。
・ネジ等を取り外す必要のある燃焼器の掃除は、お客様ご自身では行わないでください。
・三又継手等を使用して、ガスゴム管を分岐させないでください。

ゴム管・ガス漏れ警報器

・ゴム管は、取付部の赤線の位置まで確実に差し込み、ホースバンドで固定してください。また、ひび割れ等がないか定期的に確認し、異常がある場合は早めに交換してください。
・ガス漏れ警報器は適切な場所に設置し、常時通電してください。また、警報器の周囲にはガスの検知を妨げる物を置かないでください。

富士瓦斯株式会社

〒157-0065 東京都世田谷区上祖師谷 4-36-16
東部事業所　TEL 03-3308-8732　｜　FAX 03-3305-3800

フジガス

屋内で使用する場合

・屋内で燃焼器を使用する場合は、換気扇を回す、給気口を設けるなど、十分な換気を行ってください。
・キャンピングカー、キッチンカー等で屋内式ガス瞬間湯沸かし器を使用し、使用中に自動消火が繰り返し発生する場合は、再点火を行わず、直ちに使用を中止してください。

※屋内に LP ガス容器を持ち込み、ガス機器を使用する場合は、8 kg以下の容器またはカップリングタイプの 10 kg容器に限ります。

3．一般車両への積載について

一般車両での LP ガス容器の積載は、法律による制限があります。

【一般車両に積載可能な LP ガス容器本数の例】
・5 kg容器×3 本
・8 kg容器×1 本+5 kg容器×1 本
・8 kg容器×2 本
・10 kg容器×2 本

4．LP ガスを使用する地域について

当社の緊急時対応地域内で使用する場合

LP ガスは、緊急時に当社が原則 30 分以内に到着し、必要な対応を行うことができる当社所定の地域内で使用してください。

当社の緊急時対応地域外で使用する場合

当社所定の地域を超える場所では、当社による迅速な緊急時対応が困難となります。そのため、当社所定の地域を超えて、屋外を移動して LP ガスを使用する場合は、有効期限内の「LP ガス質量販売緊急時対応講習」の修了証を有する方による緊急時対応体制が確保されている場合に限り、使用することができます。

キッチンカー・キャンピングカー等で使用する場合

キッチンカー、キャンピングカー等の移動を伴う車両で LP ガスを使用する場合は、使用する地域にかかわらず、「LP ガス質量販売緊急時対応講習」を修了し、有効期限内の修了証を有することを必須とします。

5．緊急時の対応について

ガス臭い場合や、火災等の危険が生じた場合、次の事項を守るとともに、当社および緊急時の連絡先へ通報してください。

富士瓦斯株式会社

〒157-0065 東京都世田谷区上祖師谷 4-36-16
東部事業所　TEL 03-3308-8732　|　FAX 03-3305-3800

フジガス

ガス臭い場合

1. 使用中のすべての火気を消してください。
2. 容器バルブおよび器具栓を閉めてください。
3. 電気設備や電気のスイッチ等には手を触れないでください。
4. 室内の場合は、窓やドア等を開けて換気してください。
5. 当社へ連絡し、点検を受けるまでガスを使用しないでください。

火災の場合

可能な範囲で容器バルブおよび器具栓を閉め、周囲に火災発生を知らせ、安全な場所に避難してください。・消防署および当社へ通報してください。

地震の場合

容器バルブおよび器具栓を閉めてください。

風水害の場合

容器の転倒・流出を防止するため、必要な措置を行ってください。

6．消費設備を変更する場合

消費設備の変更等は、お客様ご自身では行わず、必ず当社へご連絡ください。

※上記の事項をお守りいただけない場合、ガス漏れによる爆発・火災・一酸化炭素中毒等の重大な事故が発生するおそれがあります。

富士瓦斯株式会社

〒157-0065 東京都世田谷区上祖師谷 4-36-16
東部事業所　TEL 03-3308-8732 ｜ FAX 03-3305-3800